

新旧対照表
(チャージの業務委託にかかる宣誓書の改正)

2025年11月1日

改定後	改定前
第1条（定義） 本誓約書における主な用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 （1）「ポイント」とは、株式会社まちペイ（以下「当社」という）が発行する「まちペイポイント」と、地域ポイント発行者が発行する「地域ポイント」の総称をいう。 （2）「マチカマネー」とは、当社が発行する第三者型前払式支払手段の電子マネーをいう。 （3）「マチケット」とは、地域ポイント発行者が発行するお買い物券をいう。 第2条（目的） 本宣誓書は、当社よりまちペイサービスにおいてマチカマネーのチャージ及び決済が可能なタブレット（ポイントの付与及び決済並びにマチケットの決済の機能を含む。）を貸与し、当社よりマチカマネーのチャージ業務を委託するにかかり加盟店が遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。 第4条（同意事項） 貴社所定の次の各号に掲げる事項に同意する旨を宣誓する。 （3）チャージ金の口座振替ができない場合（振込がない場合を含む）は、マチカマネー・ポイント・マチケット・クレジットカードの決済額その他貴社の負担する債務と相殺すること。 （4）提出された申請や報告の情報が事前告知を行わず、貴社から公表される場合（統	第1条（定義） 本誓約書における主な用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 （1）「マチピ」とは、株式会社まちづくり松山が発行するポイントをいう。 （2）「マチカマネー」とは、株式会社まちペイが発行する第三者型前払式支払手段の電子マネーをいう。 （3）「マチケット」とは、株式会社まちづくり松山が発行するお買い物券をいう。 第2条（目的） 本宣誓書は、株式会社まちづくり松山よりまちペイサービスにおいてマチカマネーのチャージ及び決済が可能なタブレット（マチピの付与及び決済並びにマチケットの決済の機能を含む。）を貸与し、株式会社まちペイよりマチカマネーのチャージ業務を委託するにかかり加盟店が遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。 第4条（同意事項） 貴社所定の次の各号に掲げる事項に同意する旨を宣誓する。 （3）チャージ金の口座振替ができない場合（振込がない場合を含む）は、マチカマネー・マチピ・マチケット・クレジットカードの決済額その他貴社らの負担する債務と相殺すること。 （4）提出された申請や報告の情報が事前告知を行わず、株式会社まちづくり松山又

計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む。) があること。 (5) 本事業に関する内容等について、貴社からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。 第5条 (相殺) 相殺に関し、次の各号の取扱いに同意する旨を宣誓する。 (1) 貴社に対して 負う債務について、所定の期日までに支払いができなかった場合は、弁済期にかかわらず貴社に有する債権と相互に相殺されることを予め同意するものとし、期限の利益は放棄すること。 (2) 前号の効果については、加盟店が貴社に対して委任した代理受領権と、貴社間における加盟店に対する代理受領権を相殺して行うこと。 (3) 本条における相殺は、貴社が加盟店に対して相殺の意思表示を行った時点で効力が発生するものとし、遡及しないこと。 株 式 会 社 ま ち ペ イ 御中	は株式会社まちペイから公表される場合 (統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む。) があること。 (5) 本事業に関する内容等について、株式会社まちづくり松山又は株式会社まちペイからの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。 第5条 (相殺) 相殺に関し、次の各号の取扱いに同意する旨を宣誓する。 (1) 貴社ら負う債務について、所定の期日までに支払いができなかった場合は、弁済期にかかわらず貴社らに有する債権と相互に相殺されることを予め同意するものとし、期限の利益は放棄すること。 (2) 前号の効果については、加盟店が貴社らに対して委任した代理受領権と、貴社ら間における加盟店に対する代理受領権を相殺して行うこと。 (3) 本条における相殺は、貴社らが加盟店に対して相殺の意思表示を行った時点で効力が発生するものとし、遡及しないこと。 <u>株式会社まちづくり松山 御中</u> 株 式 会 社 ま ち ペ イ 御中
---	--